

# 1 船員の労働環境

## (1) 船員労働保護の業務

船員は、船舶という閉鎖された環境で、刻々と変化する厳しい気象・海象の中、継続的に就労し、また船内で食住をともにしている。このような特殊な労働環境であるため、労働基準法に加え、船員法を中心とした法律での保護が必要となっている。

神戸運輸監理部本局及び姫路海事事務所では(ア)～(キ)の業務を行っている。また、利用者利便を図るため、その事務の一部が第1表の指定市町においても取り扱われている。

第1表 船員法事務取扱件数（平成28年度）

種別 局 海事事務所 指定市町	船員手帳				雇入契約の 成立等の届出				船長 就退職 証明	記載 事項 証明	航行報告			写真 はり 換え
	新規	再交付	書換	訂正	雇入	雇止	変更	更新			受理	証明	通数	
神戸運輸監理部 (本庁舎)	1095	10	471	103	2297	2338	600	6	1	0	67	67	69	0
姫路海事事務所	20	0	30	2	860	897	267	0	0	0	47	47	50	0
小計	1115	10	501	105	3157	3235	867	6	1	0	114	114	119	0
尼崎市	1	0	3	0	268	274	35	0	0	0	1	0	0	0
加古川市	8	0	10	3	897	884	203	0	0	0	17	17	18	0
洲本市	1	0	4	0	12	8	6	4	0	0	5	5	5	0
淡路市	6	0	6	2	29	18	4	0	0	0	18	18	18	0
南あわじ市	4	0	4	1	29	23	10	0	0	0	4	4	4	0
姫路市	20	1	14	1	70	79	86	0	0	0	71	73	73	0
豊岡市	8	1	8	1	79	72	11	0	0	0	0	0	0	0
香美町	13	0	16	3	53	63	32	0	0	1	4	3	3	0
新温泉町	6	0	8	1	201	193	29	8	3	0	2	2	2	0
小計	67	2	73	12	1638	1614	416	12	3	1	122	122	123	0

### (ア) 管内の船舶所有者等の状況について

平成28年10月1日現在（船員法第111条に基づく事業状況報告）、管内に船員の主たる労務管理の事務所を置く船舶所有者296社から報告があり、その所有船舶数は595隻、船員数は3,794人である。

なお、船員法の適用船員数を船種別、総トン数別に表したものが、第2表である。

また、船員法適用船員の現況の推移は第1図のとおりである。

### (イ) 船員手帳の交付、雇入契約の成立等の届出について

船員となり船舶に乗り組むためには、船員手帳の交付を受け、雇用契約とは別に雇入契約を締結し、船舶所有者又は船長はその内容の雇入契約の成立等の届出を行い、その際、労働条件、各種資格等の確認を行う必要がある。

平成28年度は、1,885件の船員手帳の関係事務（交付、再交付、書換、訂正）、10,945件の雇入契約の成立等の届出関係事務（雇入、雇止、変更、更新）を執行している。

第2表 船員法適用船員数

&lt; ①船種別 &gt;

(平成28年10月1日現在)

区分		本局・支局別		合計
		本局	姫路	
汽船	船舶所有者数	74	28	102
	隻数	150	61	211
	乗組員数	1,154	205	1,359
漁船	船舶所有者数	64	0	64
	隻数	65	0	65
	乗組員数	497	0	497
その他	船舶所有者数	67	63	130
	隻数	231	88	319
	乗組員数	1,034	349	1,383
計	船舶所有者数	205	91	296
	隻数	446	149	595
	乗組員数	2,685	554	3,239
船員数内訳	乗組員数	2,685	554	3,239
	予備員数	492	20	512
	計	3,177	574	3,751
	非雇用船員数	37	6	43
	適用船員数	3,214	580	3,794

注. その他とは、一般船舶（貨物船・旅客船等）及び漁船以外の船舶（官庁船含む）である。

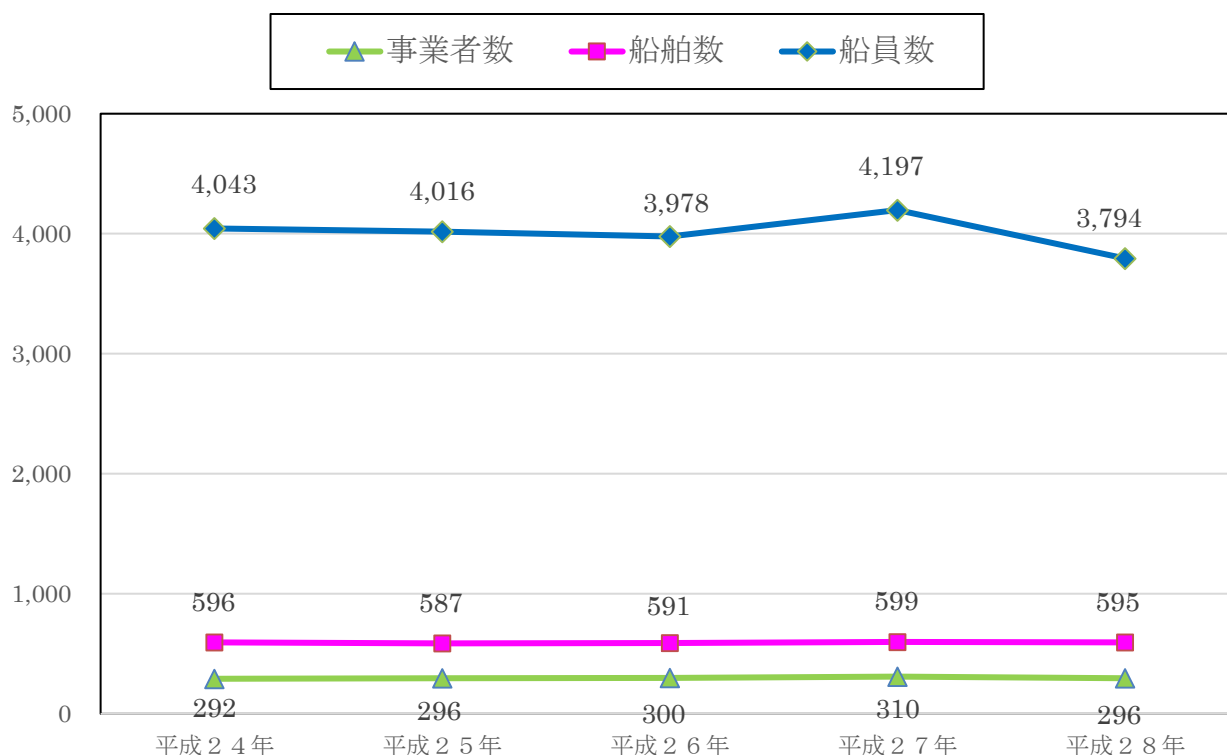
上記表は、平成28年10月1日現在の事業状況報告の提出があった実績であり、管内船員法適用船員数とは必ずしも一致しない。

&lt; ② 総トン数別 &gt;

(平成28年10月1日現在)

総トン数		本局・支局別		合計
		本局	姫路	
5～19	隻数	109	30	139
	乗組員数	247	39	286
20～99	隻数	106	18	124
	乗組員数	630	51	681
100～499	隻数	153	94	247
	乗組員数	854	414	1,268
500～699	隻数	0	2	2
	乗組員数	0	16	16
700～999	隻数	20	5	25
	乗組員数	175	34	209
1000～4999	隻数	18	0	18
	乗組員数	268	0	268
5000～9999	隻数	9	0	9
	乗組員数	128	0	128
10000～	隻数	20	0	20
	乗組員数	354	0	354
その他	隻数	10	0	10
	乗組員数	7	0	7
計	隻数	445	149	594
	乗組員数	2,663	554	3,217

## 第1図 船員法適用船員の現況



### (ウ) 一括届出制度について

同一船舶所有者に属する複数船舶間において、頻繁に乗り組みが変更されるような旅客船、タグボートなどは、雇入契約の成立等の届出の簡略化のため、一括届出制度がある。

平成29年3月31日現在、一括届出制度を利用している事業者は、28事業者あり、平成28年度には、当該制度に係る新規、変更、更新の許可・届出は124件であった。

### (エ) 船員就業規則について

常時10人以上の船員を雇用する船舶所有者には、就業規則の届出義務を課し、就業規則に係る基準の充足の可否等を審査している。

平成29年3月31日現在の就業規則の届出事業者は、153事業者で、平成28年度には、計38件の新規届出、変更届出（労働時間、休日休暇、賃金、定員表等）があった。

### (オ) 未払い賃金の立替払い事業について

倒産などで賃金が未払い状態になった場合、船員の生活安定・保護のために、独立行政法人労働者健康福祉機構で立替払事業を実施するにあたり、事実上の倒産の認定、未払い賃金の額の確認等については地方運輸局等で行っている。

平成28年度は、未払い賃金の額等の確認及び、事実上の倒産の認定は無かった。

(カ) その他資格認定等の事務について（平成28年度）

当直部員の認定	本局	381件	姫路	12件
危険物等取扱責任者の認定	本局	178件	姫路	48件
救命艇手適任証書交付	本局	18件		
限定救命艇手減員許可	本局	2件		
船舶保安管理者適任証書交付	本局	139件		

(キ) 海上労働検査制度について

平成25年8月20日に発効した海上労働条約に関連し、平成25年5月1日から船員の労働条件等に関する検査制度が開始された。外航日本船舶について条約の要件に適合すると認められた場合には、海上労働証書の発給を行っている（日本においては、平成26年8月5日発効。それまでは、相当検査・相当証書として実施）。

海上労働証書交付（平成28年度） 本局 1件

(2) 船員衛生環境等の業務

(ア) 船員の健康を証明する医療機関について

雇用されている船員は、定期的に国土交通大臣が指定した医療機関において健康診断を受診し、医師により船員労働への従事の可否について判断されている。平成29年3月31日現在、本局管内53機関、姫路海事事務所管内12機関、合計65機関の医療機関が指定を受けている。

(イ) 衛生管理者・船舶料理士関係事務について

船舶では、航行区域・総トン数等により衛生管理者や船舶料理士の乗船が義務づけられている。管内における平成28年度の事務取扱状況は、以下のとおりである。

衛生管理者（認定101件、再交付3件、引替5件）

船舶料理士（証明書交付59件、再交付0件、引替1件）

(3) マルシップ事務等取扱状況

(ア) マルシップに乗り組む日本人及び外国人船員の雇入契約等の届出等状況

外国法人等に貸し付けられている日本船舶（マルシップ）に係る事務取扱状況は第3表のとおりである。なお、日本人船員を配乗させる場合は、船員労政課において事前審査による「船員個票」が交付された者に限り雇入契約の届出を受理することとしている。

平成23年10月より制度化された外航船に係る雇入契約の成立等の届出等改善を目的とした、電子届出事務による雇入契約等の届出事務を平成24年11月より行っている。

なお、平成28年度のマルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況は、第4表のとおりである。

第3表 マルシッパ雇入契約の成立等取扱状況（平成28年度）

		雇入契約等の届出			
		雇 入	雇 止	変 更	更 新
雇入契約等届出件数（全体）		4, 795	4, 849	1, 283	18
マルシッパ	日本人	67	73	14	0
	外国人	1, 106	1, 137	257	0
電子届出		1, 051	1, 076	257	0

（注）マルシッパ及び電子届出件数は、全体の内数。

第4表 マルシッパに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況（平成28年度）

		船員手帳の交付件数		
		新規	再交付	書換
船員手帳交付等件数（全体）		1, 182	12	574
マルシッパ	外国人	943	7	371

（注）外国人の交付件数は、全体の内数。

(イ) 外国法人等に移動させられる日本人船員の取扱い

日本の船舶所有者に雇用されている日本人船員が、技術指導等のため外国法人等に移動される場合、一定の要件を備え、運輸局長（運輸監理部長を含む）の認定を受けたものについては、予備船員として取り扱うことになっている（昭和51年4月1日から）。

平成28年度は、外国籍船舶の移動認定関係事務を4件、船員認定を9人行った。

(4) 船員災害防止対策

(ア) 災害・疾病発生状況

平成27年度における管内の船員災害疾病発生状況は第5表のとおりである。

災害発生率は、全船種では全国平均値を1.2ポイント下回っている。しかし漁船については、12.2ポイントも全国平均値（12.4千人率）を大きく上回っている。

疾病発生率は、全船種では全国平均値を1.0ポイント下回っている。しかし漁船については、8.4ポイントも全国平均値（8.0千人率）を大きく上回っている。

平成23年度から平成27年度の5か年間における災害疾病発生率の推移（全船種）は、第2図のとおりとなっており、平成27年度の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況は第3図及び第4図のとおりとなっている。

また、平成28年度における管内の船員災害疾病発生状況（速報値）、態様別災害発生状況（速報値）及び病類別疾病発生状況（速報値）は第6表、第3図及び第4図のとおりとなっている。

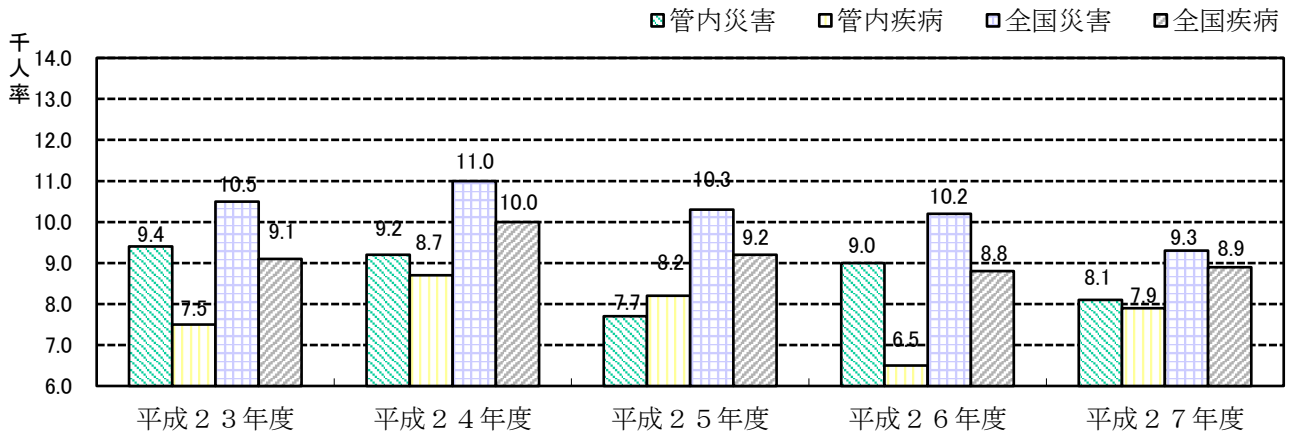
第5表 管内船員災害疾病発生状況（平成27年度）

区分	一般船舶		漁 船		そ の 他		全 船 種		全国平均
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	千人率
災 害	18	8.5	12	24.6	4	2.5	34	8.1	9.3
疾 病	18	8.5	8	16.4	7	4.4	33	7.9	8.9
船員数	2,129		488		1,580		4,197		—

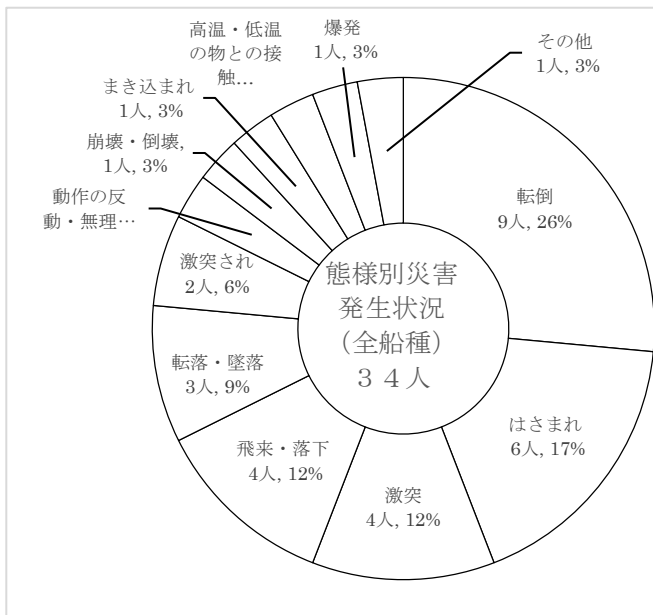
(注) 1. 船員数は、平成27年10月1日現在で、予備船員を含んだものである。

2. 千人率とは船員千人あたりの災害疾病発生数である。

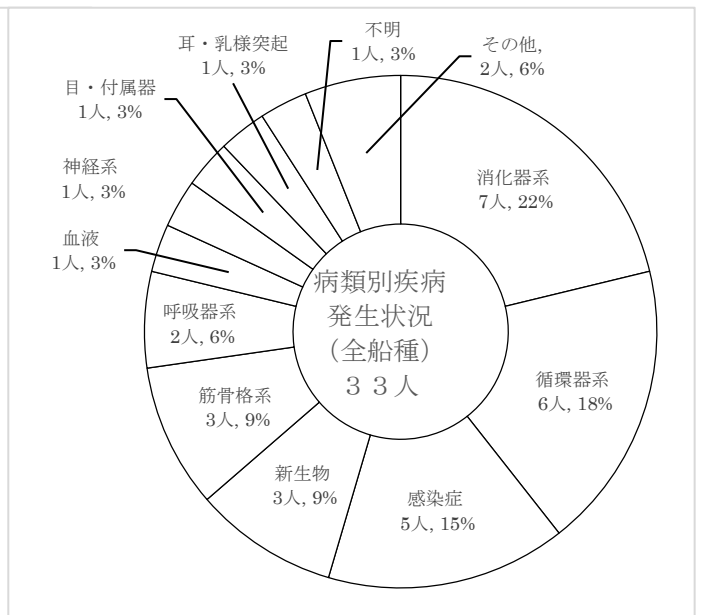
第2図 最近5か年間の災害疾病発生率の推移（全船種・千人率）



第3図 態様別災害発生状況（平成27年度）



第4図 病類別疾病発生状況（平成27年度）



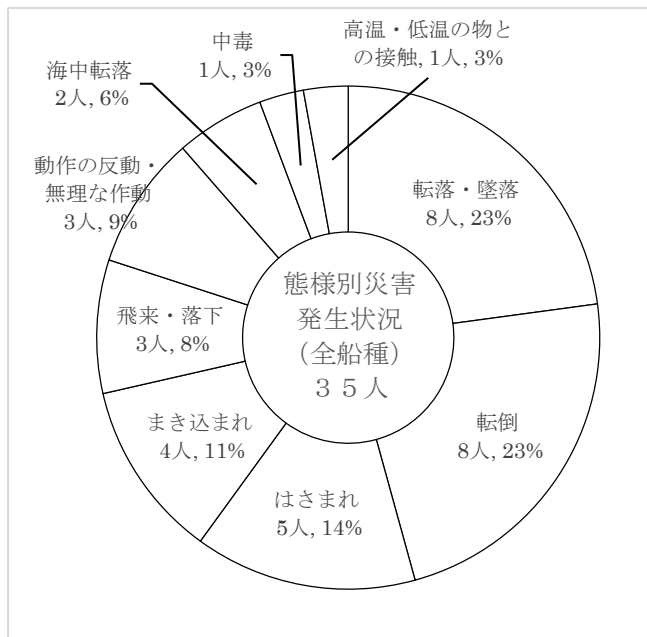
第6表 管内船員災害疾病発生状況（平成28年度速報値）

船種別 区分	一般船舶		漁 船		そ の 他		全 船 種	
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率
災 害	18	8.5	12	25.0	4	2.5	34	8.1
疾 病	18	8.5	8	16.7	7	4.4	33	7.9
船員数	2,129		480		1,579		4,188	

(注) 1. ( ) 内は、死亡及び行方不明者数である。

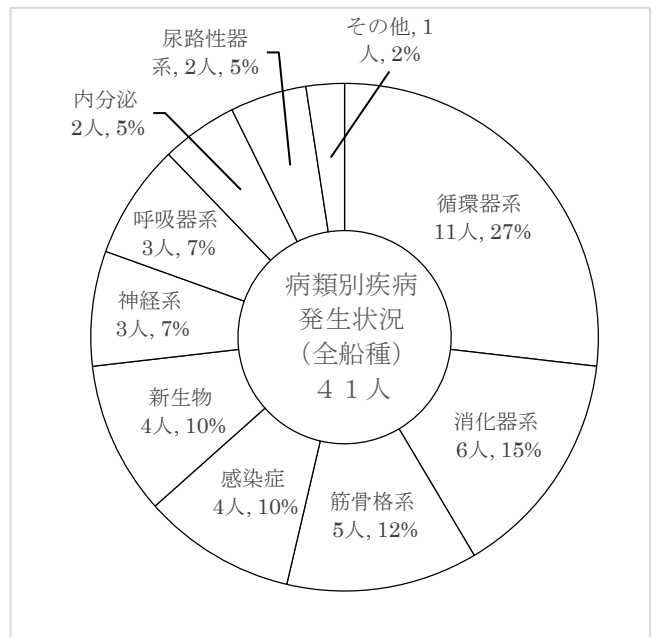
第5図 態様別災害発生状況

(平成28年度速報値)



第6図 病類別疾病発生状況

(平成28年度速報値)



(エ) 船員災害防止実施計画の実施

関係団体、官公庁及び船員災害防止協会等を構成員とする「神戸船員災害防止連絡会議」を開催し、「船員災害防止実施計画」の具体的な遂行を図った。会議開催状況は、以下のとおりである。

第1回：平成28年5月13日(神戸) 「平成28年度船員災害防止実施計画」確認

第2回：平成29年3月8日(但馬)

なお、管内における「平成28年度船員災害防止実施計画」の概要は、以下のとおりである。

a) 死亡・重大災害の撲滅

- ・海中転落防止のため、安全な通路・足場の確保状況や転落危険箇所への安全索・安全ネット等の設置状況を確認。
- ・海中転落の際の存命率向上のため、作業用救命衣の着用徹底を指導。
- ・死亡・重大災害につながる事故を起こさないため、船員同士のコミュニケーションの強化・

充実を図る。

- ・死亡・重大災害撲滅のため、船舶所有者による自主点検を励行。
- ・但馬地区漁船の船長会における安全対策に関する情報交換。

b) 船員の健康増進対策

- ・生活習慣病やメタボリックシンドローム等の克服のため、食生活の改善等の健康増進対策について啓発を図る。
- ・船員無料健康相談の実施。
- ・最新の医療、健康情報に関する医師等を講師とした講演会の実施。

(カ) 船員労働安全衛生月間（9月1日～30日）

昭和32年以来、「船員労働安全衛生月間」運動が全国的に展開されている。月間運動の推進機関として以下が設置され、船員労働災害防止に係る各種取り組みを推進している。

本局管内：神戸地方船員労働安全衛生協議会

姫路海事事務所管内：姫路地方船員労働安全衛生協議会

- ・平成28年度（第60回）は“持ち越さず その都度改善 危険箇所”のスローガンのもと、各種広報、安全衛生指導（訪船・訪社）、講演会、自主点検の促進、無料健康相談所の開設等の行事を実施した。

(カ) 但馬地区における漁船員の安全衛生対策

7月10日：「津居山港船員生存対策講習会・海難救助訓練」（主催：船員災害防止協会神戸支部、69名参加）

(キ) 神戸地区における船員の安全対策

重大災害撲滅を目指し、以下の取り組みに協力した。

9月9日：「海中転落者救助訓練」（主催：大阪湾水先艇株式会社、59名参加）

(ク) 安全衛生管理体制の確立

平成28年度末現在、「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき総括安全衛生担当者を選任している事業者は、本局管内で9社（うち任意選任6社）、安全衛生委員会を設置している事業者は14社（うち任意設置5社）である。なお、姫路海事事務所管内においては、総括安全衛生担当者の選任及び安全衛生委員会を設置している事業者はない。

(ケ) 船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度の創設

船員の労働災害防止に必要な自主的な取り組みの促進を図るため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度」について、平成



28年度末現在、管内では5事業者（1級：5者）が認定されている。